くらしの法律救急箱



第87回

までに取得した財産を分配するものですから、

また、財産分与は、

離婚のギモン②

しょうか。 個人事業の事業用財産は財産分与の対象になるので



携わっていたとすれば、平等に分配すべきこととなる 婚姻後に二人で事業を始め、その後も二人とも事業に まずは、その財産を夫婦が協力して築いたかどうかと でしょう。 いう観点で検討することになります。例えば、夫婦が 財産分与は、夫婦が共同生活を送る中で築いた財産 離婚に際して公平に分配する制度です。そのため

るようです。事業収入と家計が一体化している場合と 用の財産として区別して管理されていたかが重視され 業用の財産も夫の個人名義となりますが、それが事業 ことです。 ている場合とでは、 毎月事業の報酬が支払われ、そこから生活費が賄われ 他方、例えば夫のみが事業に携わっている場合、 結論が異なる可能性があるという 事

に形成された財産が含まれている場合は、その部分に 原則として、婚姻時から別居時 婚姻前 離婚請求を認容することが著しく社会正義に反すると 的・社会的・経済的に極めて苛酷な状態におかれる等 に及び、夫婦間に未成熟の子がなく、離婚請求を受け 別居が双方の年齢・同居期間と対比して相当の長期間 婦のあり方も時代の流れの中で変化しており、夫婦 めることができないといわれてきました。しかし、 いえるような特段の事情が存在しないといった要素を た側(夫が有責配偶者であれば妻)が離婚により精神 を指し、例えば、不貞行為を行った夫は妻に離婚を求 有責配偶者とは、夫婦間の離婚原因を作り出した者

産が築かれたような場合は、夫婦間の協議や裁判所 に、特別の努力や能力・資格があって、それにより 価されるべきとの考え方から、清算の割合は原則とし 判断によって、割合が修正されることもあります。 て2分の1とされています。もっとも、 ついて財産分与の対象外として考えます。 なお、夫婦は本来対等であり、家事労働も適正に評 配偶者の一方



有責配偶者からの離婚請求は認められるのでしょう

か。





弁護士 小島幸保 (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録(大阪弁護士会)。 2006年、小島法律事務所開設。

者からの離婚請求も認められる傾向にあります。考慮の上、婚姻関係の破綻が認められれば、有責配偶



| 勝手に出て行った配偶者に婚姻費用を支払わなけれ



す。では、これを夫婦が分担すべきことが定められていまでは、これを夫婦が分担すべきことが定められていま維持するために必要な一切の費用のことであり、民法婚姻費用とは、夫婦や子の生活費などの婚姻生活を

話し合いもないまま、突然、妻が子どもを連れて実務はあると考えられています。もっとも、有責配偶者から婚姻費用の支払を求められている場合は、有責配の者本人の分は権利濫用となり、現実に監護養育している子どもの分に限って請求できるとするのが一般的な考え方です。



夫婦のいずれも親権者と定める必要があります(単独親権)。らか一方を親権者と定める必要があります(単独親権)。 長線的には裁判所が親権者を定めることになります。 その場合、それまで夫婦のどちらが監護してきたか(監護実績)、監護能力、経済力、居住環境、教育環境、愛情、監護補助者の有無、子の年齢・性別・発育状況、受情、監護実績は重視されます。

子が乳児の場合などは、母が主たる監護者となって子が乳児の場合などは、母が主たる監護者となってことになりますから、夫(父)が子を育ててきており、その監護状況に問題がないといった場合、あえて養育者を妻(母)に変更する必要性があるかという視点でも検討されることになりますから、夫(父)が親権者として指定される可能性はあります。

ます。認める「共同親権」の導入に向けた検討が始まっていはなく、我が国でも、離婚後も父母双方に子の親権をはなく、我が国でも、離婚後も父母双方に子の親権をなお、世界的に見ると単独親権を採用する国は多く

Q 4

夫(父)は親権者となれないのでしょうか。